第二十条第五項の改正規定	第二十条第五項	第二十条第五項中「緊急事態応急対策実施区域」の下に「及び原子力災害事後対策実施区域」を加え、「における緊急事態応急対策等」を「における緊急事態応急対策等」に改め、同条第六項
第二十条第六項の改正規定	同条第六項	同条第七項
第二十条第八項の改正規定	同条第八項中「第一項、第三項及び第六項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第九項中「第一項、第三項、第五項及び第七項」を「第一項、第二項及び第五項」	同条第九項中「第一項、第三項、第五項及び第七項」を「第一項、第二項及び第五項」に改め、同条第十項
	同項	第二項
第二十二条に一項を加える改正規定	災害対策本部	都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部
第二十三条第一項の次に一項を加える改正規定	及び	並びに
	災害対策本部	都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部
第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定	第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項を次のように改める。	第二十八条第一項の表第四十九条の項を次のように改める。

第四十九条	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第五十一条	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	災害に	原子力災害に

第二十八条第一項の表第五十一条第一項及び第二項の項を削り、同表第四十九条の二の項の次に次のように加える。

第五十一条第一項及び第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	災害に	原子力災害に

第二十三条第四項の項及び第二十三条第六項の項	第二十三条第四項第一号の項、第二十三条第四項第二号の項、第二十三条第四項第三号の項、第二十三条第七項の項、第二十三条の二第四項の項及び第二十三条の二第六項の項	

第二十八条第十二項の表第二十三条第四項第二号の項及び第十三項を削る改正規定

第二十八条第三項の表第十四条第二項第三号の項の次に次のように加える改正規定

第十四条第二項第四号の項を削り、同表第二十九条第一項の項の前に	第二十三条第四項	当該都道府県地域防災計画又は
		災害予防及び災害応急対策
		原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは原子力災害対策（原子力災害予防対策を実施すべき区域を定める原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
	第二十三条第六項	災害予防又は災害応急対策
		原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十三条第四項第一号	都道府県地域防災計画	原子力災害対策指針又は都道府県地域防災計画	原子力災害（原子力災害（放射性物質又は放射線の異常な放出により生ずる被ばくをいう。以下同じ。）が生ずるおそれがある場合を含む。）に係る原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）、緊急事態応急対策（同法第十条第一項に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同法第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）に沿つて原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施に関し、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者
第二十三条第四項第二号	災害			
第二十三条第四項第三号	災害予防及び災害応急対策			